

鳥取縣公報

第九百七十五號
昭和十三年十月二十八日

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第六百三十一號
度量衡法施行令第十四條ニ依リ氣高郡度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十三年十月二十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

檢 査 執 行 期 日	器 物 出 時 限	執 行 區 域	執 行 場 所
昭和十三年十一月十四日	自午前九時 至午後二時	勝部村中郷村	中郷村特設度量衡檢査場
同 十一月十五日	同	日置村	日置村同
同 十一月十六日	同	日置谷村、青谷町	青谷町同
同 十一月十七日	同	同	同
同 十一月十八日	同	正條村	正條村同
同 十一月二十四日	同	逢坂村	逢坂村同

同	十一月二十五日	同	勝谷村、小鷺河村、鹿野町	鹿野町同
同	十一月二十六日	同	瑞穂村、酒津村、寶木村	寶木村同
同	十一月二十八日	同	松保村、末恒村、千代水村、湖山村	湖山村同
同	十一月二十九日	同	湖山村	湖山村同
同	十一月三十日	同	大郷村、吉岡村	大郷村同
同	十二月一日	同	豊實村、明治村	豊實村同
同	十二月二日	同	東郷村、大正村	大正村同
同	十二月三日	同	美穂村、神戸村、大和村	大和村同
同	十二月四日	同	神戸村	神戸村同

◆鳥取縣告示第六百三十二號
 朝鮮總督府ニ於テハ昭和十四年度所要教員内地小學校教員中ヨリ募集セラル希望者ハ左記要項ニ依
 リ本年十一月十五日迄ニ願書鳥取縣知事經由提出スヘシ
 昭和十三年十月二十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一、募集人員 凡八百名

募 集

要 項

二、應募資格

(イ) 小學校本科正教員又ハ尋常小學校本科正教員ノ免許ヲ有スル者
 (ロ) 成ルヘク俸給月額六十五圓以下ノ者ヲ希望ス(人物、閱歷ニ依リテ
 ハ其以上ノ者ヲモ採用スルコトアルヘシ)

三、應募手續

應募者ハ左記書類ヲ整ヘ本年十一月十五日迄ニ鳥取縣知事ニ提出スヘシ
 知事ハ應募者中ヨリ適宜推薦ス

- (1) 願書 (別紙様式)
- (2) 履歷書 (各別紙トシテ二通提出ノコト)
- (3) 教員免許狀寫
- (4) 身体検査書
- (5) 戶籍抄本 (昭和十三年十月以降認證ノモノ)
- (6) 寫真 (最近撮影セル手札形半身無帽ニテ臺紙ヲ附セス裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記入ノコト)

四、募集ノ方法

應募者ニ對シ昭和十三年十二月中左ノ試験地ニ於テ口頭試問及身体検査
 ヲ行ヒ採否ヲ決ス

試験地 (鳥取縣近接地)

廣島市、岡山市、松江市、京都市

五、應募者須知要項

- (1) 任用 小學校訓導(判任官)ニ任用ス
- (2) 待遇 (イ) 採用ノ時ニ於ケル俸給月額ヲ標準トシテ定ム
 (ロ) 朝鮮在勤加俸トシテ本俸ノ六割ヲ支給ス
 隣接國境地方其ノ他僻陬ノ地方ニ勤務スル者ニ對

シテハ右ノ外更ニ一割乃至二割ヲ加給スルノ外特
 別手當若干ヲ支給ス
 (ハ) 宿舍料 家族ヲ有スル者又ハ扶養スル義務アル者
 7同居セシムルカ或ハ教育又ハ病氣ノ爲朝鮮内ニ
 居住セシムル場合ハ全額ヲ支給シ其ノ他ノ場合ハ
 半額ヲ支給ス

一級地 十八圓
 二級地 十三圓
 三級地 十圓

(3) 赴任旅費
 (4) 恩給年限
 打切旅費トシテ實費程度ヲ支給ス
 内地ノ勤務年數ト通算スルノ外朝鮮在勤年數ニ關シテ
 ハ在勤期間一月ニ付半月ヲ加算ス

(別紙様式)

教員採用願

私儀朝鮮小學校教員志願ニ付御採用相成度此段御願申上候

本籍 縣府郡市町村
 現住所 縣府郡市町村
 番地 番地族稱戸主 何男

(振假名ヲ附スヘシ)

朝鮮總督府學務局長 殿

試驗地 (希望受験地ヲ記載スルコト)
 採用通知箇所

◆鳥取縣告示第六百三十三號

米穀販賣高調査員左ノ通囑託アリタリ

昭和十三年十月二十八日

一代行調査員囑託之部

鳥取縣知事 立 田 清 辰

志願者 何 某 印 生 年 月 日

囑託者氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託年月日
-------	--------	---------	-------

金谷 鎌太郎	氣高郡大和村	大和村役場	昭和十三年十月廿一日
--------	--------	-------	------------

前田 壽秋	東伯郡下郷村	下郷村役場	同
-------	--------	-------	---

相見 敏明	日野郡日光村	日光村役場	同
-------	--------	-------	---

◆鳥取縣告示第六百三十四號
 米穀販賣高調査員左ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十三年十月二十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 解囑並囑託之部

解囑者氏名	囑託者氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	解囑並囑託年月日
森下忠政	山浦俊文	西伯郡大和村	大和村役場	昭和十三年十月廿一日
提島喜雄	八幡繁久	西伯郡日吉津村	日吉津村役場	同
尾崎 享	河本康種	氣高郡勝谷村	勝谷村役場	同

◆鳥取縣告示第六百三十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十三年十月二十八日

鳥取縣知事

立 田 清 辰

一 建築主ノ住所氏名

米子市祇園町一丁目二五番地

石 黒 茂 一 郎

一 建築物ノ所在地

米子市祇園町一丁目二五番地(代表地番)

一 用途

倉 庫

一 構造種別

木造亜鉛鍍浪形鐵板葺平家建

一 建築物ノ面積

建築面積 三三、〇〇平方米
突出セル部分 三三、〇〇平方米

一 命 令 事 項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

彙 報

日銀の金製品買入更に一ヶ月延長

日本銀行に於て七月十五日以來行つて居る金製品賣戻條件附買入は初めは九月十五日を以て締切の豫定であつたが一般の熱烈なる支持を得て申込が非常に多いので十月十五日迄期限が延長されてゐるが現在尙續々と申込がある状況に鑑み更に是等有志者に申込の機會を與へ一段の成果を擧げる爲め再び向ふ一ヶ月間(十一月十五日迄)締切を延長することになつた。

現下の戦時經濟進行上金が如何に重要な役割を演じつつあるかは今更申す迄もない産金に乏しき我國に於て國民が徒らに金を死藏することは許されない事である。

各人各家庭に於て死藏されてゐる金及金製品を政府に提供し國家のお役に立てることは銃後國民の義務と云へよう。

十月廿六日發行「週報」掲載内容左記ノ通

週報第百六號掲載内容

- 一 皇后御歌を拜して (宮 内 省)
 - 一 支那今後の經濟開發問題 (企 畫 院)
 - 一 今夏の集團勤勞作業を願ふ (文 部 省)
 - 一 南支軍猛進す (陸 軍 省 情報部)
 - 一 攻略迫る武漢と廣東 (海軍省海軍軍事普及部)
 - 一 廣東を語る (外 務 省 情報部)
- 附 録 廣東方面詳細圖 A2 判(週報約八倍大)

吳海軍工廠工員採用要綱

00585

- 一、採用豫定員數〇〇〇名
- 二、志願者資格
 - (イ) 年齢 満十七歳以上四十歳迄 (試験當日現在)
 - (ロ) 學歷 尋常小學校卒業程度以上ノ者
 - (ハ) 體格 身体検査合格ニ適合セザル者ハ不合格トス (身長體重視力等ハ次ノ如シ)

區分	十八歳以上	十八歳未満
身長(櫃)	一四六	一四六
體重(莊)	四五	四三
視力	各眼〇、八但シ各眼〇、三以上ニシテ矯正〇、八以上ノ者	

- 尙業務ニ堪ヘズト認ムル傷痕疾病アルモノハ不合格トス
- 三、待遇
 - (イ) 成績優秀ナル者ハ通常工員ニ轉備ス
 - (ロ) 賃錢

- (一) 二十歳迄 一、〇五以内
 - (二) 廿五歳迄 一、一〇以内
 - (三) 三十歳迄 一、一五以内
 - (四) 卅五歳迄 一、二〇以内
 - (五) 卅五歳以上一、二五以内
- 採用後二箇月ノ見習期間ハ上記ノ通ニシテ見習終了後ハ十五錢以内昇給セシム
- ◎有職者ハ試験ノ上技術ニ相當スル賃錢ヲ支給ス
- (ハ) 加給其ノ他
 - 採用後第四箇月ヨリ成績次第賃錢ノ二割五分程度ノ加給ヲ支給ス
 - 公休日出業者ニハ賃錢全額及加給殘業者ニ對シテハ一時間ニ付賃錢ノ八・五分ノ一ノ殘業賃錢ヲ付ス
 - (ニ) 旅費
 - 採用決定者ニハ後日試験地ヨリ吳市迄ノ旅費ヲ支給ス
 - (ホ) 共済組合員トシテ病院、購買所、會館等福利施設ヲ利用シ得
 - (ヘ) 病氣ノ時ハ無料ニテ診療ス
 - (ニ) 勤務時間
 - 自 午前七時
 - 至 午後四時三十五分
 - (定時間)
 - (賃働八時間半)
 - (ト) 他ニ就職中ニシテ雇傭主ノ承諾ナキ者ハ採用セズ(退職)

00586

承認書持參ノコト

- 四、志願書類
 - (イ) 志願票正副 一組
 - (ロ) 戸籍謄本 一通 下附ノ日ヨリ六十日以内ノモノ
 - (ハ) 身分證明書 一通
 - (ニ) 寫眞 二枚半身脫帽手札型、臺紙ナキモノ
- ◎但シ受験中ハ
 - 志願票一枚身分證明一通寫眞二枚 (指紋ヲ以テ代用スルコトヲ得)
- 五、試験期日及場所
 - 志願票ハ紹介所ニアリ
 - 十一月十二日午前九時 倉吉町有親館
 - 十一月十三日午前九時 鳥取職業紹介所

志願票(正)記入心得

- 一 文字ハ楷書テ凡帳面ニ書ク事
- 二 氏名本籍ニハ振假名ヲ附ケル事
- 三 氏名ノ字劃、生年月日、本籍ハ戸籍謄本ヲ良ク見テ間違ヒナク書ク事
- 四 履歴ハ小學校入學以來今日迄テヤツテ來タ事ヲ有ノママ捏造シナイテ書キ期間ト期間ト間ハ飛サズ事若シ事實ト違フ時ハ認備セラルコトガアル
- 五 職種ニハ臨時、本籍供給ノ別ヲ明カニシ供給ノ場合ハ供給責任者(請負者)ノ住所氏名ヲ書ク事
- 六 退職時ノ給料ハ固定給ニシテ加給其ノ他ヲ含メズ尙請賃制ヲ給料ノ一定シナイモノハ其ノ旨ヲ記載シテ一日平均實收ヲ書ク事

六、其ノ他

- (イ) 受験ノ爲メ試験場へ出頭ノ際ハ萬年筆又ハ鉛筆印刷辨當持參ノコト
- (ロ) 受験ノ前日ハ必ず入浴シ身体ヲ清潔ニシ安眠スルコト
- (ハ) 試験場へハ動作ヲ敏活ナラシムル爲成ル可ク青年學校服在郷軍人服其ノ他在來ノ洋服着用出頭ノコト
- (ニ) 採用者ハ當分ノ間ハ成ル可ク獨身ニテ來吳ヲ希望ス
- (ホ) 入廠後ノ作業服(通勤服ト兼用スルコトヲ得)ハ工廠内酒保ニテ一定ノモノヲ販賣セルモノ入廠ノ際ハ青年學校服、在郷軍人服其ノ他ノ洋服ヲ着用スルコト
- (ヘ) 當廠ニハ寄宿舎又ハ合宅ノ設備ヲ有セザルモ吳ニ知合ナキ者ニハ下宿ヲ紹介世話スルニ付採用決定ノ際係員ニ申出ルコト
- (ト) 下宿代ハ三食附約十八圓(夜具ハ各自參ガ便ナリ)

七 學歷ハ官立、公立、私立、夜學聽講生ノ別ト共ニ中途入學又ハ編入、退學、終了者ハ其ノ旨ヲ記載ノ事
 八 軍隊歴ハ中隊及時修科名又ハ部隊名及退役時ノ階級ヲ書ク事
 九 現住所ハ正確ニ字、番地、次番、寄宿先(世帯主氏名)ヲモ書ク事
 十 履歴多クシテ書キ切レナイ時ハ別紙ニ書イテ貼付ノ事

◎行旅 死亡人

- 一 本籍、住所 不詳
 - 一 氏名、年齢 氏名不明、推定年齢三十歳位ノ男
 - 一 死亡ノ場所 鳥取市賀露防波堤東側ノ尖端ヨリ十米川口ニ入りタル處
 - 一 死傷方法 溺死
 - 一 人相 丈五尺三寸位、瘦形、頭髮長ク頭稍長シ其ノ他特徴ナシ
 - 一 着衣 請襪洋服ニズボン帯皮毛糸腹巻二枚殆ンド毀損、ズボンニ「モリオカ」ト縫込ミアリ
 - 一 携帶品 ナシ
- 右心當ノ向ハ直接鳥取市長宛照會相成度
- ◎行旅 死亡人
- 一 取扱者 鳥取縣西伯郡彦名村長
 - 一 昭和十三年九月十四日午後二時西伯郡彦名村字藪中下ニ於テ病死体發見ニ付假埋葬ニ附シタリ
 - 一 本籍、住所 不詳
 - 一 氏名、年齢 氏名不明推定年齢三十歳位ノ男
 - 一 身幹 四尺七寸

一 容貌

瘦セタル方、顔長キ方、斷髮眉毛普通、上門齒一本折損、耳普通、色黒キ方面部廣シテ不明

一 着衣 脊中ニ灸跡十五ヶ所アリ
 上下ナシ白木綿パンツ、ズツク黒靴着用
 一 所持品 紺風呂敷一枚

右心當ノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

昭和十三年十月廿八日印刷
昭和十三年十月廿八日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海
 鳥取刑務支所